水曜討論

受動喫煙対策

受動喫煙対策の強化を柱とした健康増進法改正案が近く閣議決定される。大勢の人が集まる建物内を罰則付きで原則禁煙とした一方、小規模の既存飲食店での喫煙を認めるなど例外も多いことから「規制が不十分」との批判も根強い。政府が今国会での成立を目指す法改正案の意義と課題について、法案の取りまとめに携わった国会議員と、がん患者団体の代表に聞いた。

前へ進める現実的な案

自民党厚生労働部会・部会長

橋本　岳さん

はしもと・がく　岡山県総社市出身。慶応大学大学院修了。2005年衆院選で岡山４区から出馬し初当選。現在４期目。16年８月から約１年間、厚労副大臣を務めた。44歳。

今回、厚生労働省が公表した改正案は、飲食店や職場などは屋内禁煙を原則とし、医療機関や学校、社会福祉施設などは原則敷地内禁煙としました。罰則も設けており、努力義務の規定しかない現行の健康増進法の受動喫煙対策に比べ、格段の規制強化だと思っています。

改正案では、飲食店のうち、客席面積100平方㍍以下の既存店舗が規制の対象外となりますが、「喫煙」「分煙」の表示を義務づけ、20歳未満の立ち入りを禁止しています。新規の飲食店については、喫煙専用スペースを除き、たばこは完全に吸えなくなります。飲食店は入れ替わりが比較的多い業種ですから、時間がたてば原則禁煙の店が増えていくでしょう。

小規模な飲食店にとって、喫煙スペースを設けるなどの設備投資は重い負担となります。対策を講じることができず、お客をほかのお店に取られるのではないかという不安もあります。

今回の改正案は、既存飲食店の経営への影響を最小限にするとともに、たばこの煙が我慢できないという人たちが気軽に行ける店を増やしていくこともできる案になると考えています。

受動喫煙対策は、規制に積極的な「推進派」、消極的な「慎重派」のような言葉で簡単に区別できるものではありません。厳しい規制をかけるべきだとの意見がある一方、国内にはたくさんの葉タバコ農家、たばこ販売店の経営者もいます。国としても、厚労省は「健康増進のため、たばこは控えてください」という立場ですが、財務省では、たばこ税として2兆円台の税収を得ている現実もあります。

昨年3月に厚労省が公表した原案をめぐって、自民党内で議論を重ねましたが、結果的に合意に至ることができませんでした。今回の改正案についても、党内論議では評価する声もあれば、「規制内容が中途半端だ」、「受動喫煙の問題が解消されるとは思えない」と反対する意見も多く出ました。ただ、法案をまとめることができず、いつまでも決められないまま、受動喫煙対策が努力義務にとどまる現状が長く続くことだけは避けたかった。一歩でも二歩でも前に進む、現実的な案をまとめるのがわれわれの仕事だと思っています。

法改正のきっかけは、2020年の東京五輪・パラリンピック開催の決定でした。これまで、五輪開催国・都市が、厳しい受動喫煙対策を実現してきたことは事実で、その目指すべき方向に異を唱えるつもりはありません。改正案が、昨年3月の原案に対し、飲食店での喫煙の規制が大幅に後退したとの指摘があることも承知しています。これがベストだとは思っていません。引き続き検証していく必要もあると考えています。

（東京報道　中沢弘一）

条例で厳しい規制期待

日本肺がん患者連絡会代表

長谷川　一男さん

はせがわ・かずお　東京都出身。2015年11月、現在は全国11の肺がん患者会で構成する「日本肺がん患者連絡会」を結成し、代表に就任した。47歳。

厚生労働省がまとめた今回の改正案で、喫煙を認める飲食店の基準が「客席面積100平方㍍以下」となりました。昨年示された原案の「30平方㍍以下」から大幅に後退しており、これでは健康増進法どころか、「喫煙容認法」です。

修正を重ねた末、昨秋明らかになった「店舗面積150平方㍍以下」に比べると、規制が厳しくなったようにも見えますが、店舗面積にはキッチンなどの面積が含まれており、実質的に実態は変わりません。数字を小さく見せて批判を抑えたいのでしょうか。小規模のバーやスナックなどに限って例外的に喫煙を認めた原案に比べ、内容が骨抜きになったのは明らかです。

改正案は国際基準からみても乏しい内容です。政府は2020年東京五輪・パラリンピック前の全面施行を目指していますが、改正案が施行されても、世界保健機関（WHO）の基準に照らすと、現行の4段階中の最低ランクから1段階、上がるだけ。WHOや国際オリンピック委員会は「たばこのない五輪」を目標に掲げ、イギリスのロンドンやロシアのソチなど五輪の開催都市は屋内全面禁煙でした。東京にも大会中は海外から多くの観光客が訪れますが、無形文化遺産でもある和食を楽しもうと飲食店に入った途端、たばこの煙で迎えられたら、がっかりするでしょう。

受動喫煙の悪影響は科学的に証明されています。たばこの煙の中には70種類以上の発がん性物質が含まれ、たばこを吸わない人が受動喫煙の影響で肺がんになる確率は、受動喫煙しない人の1・3倍になります。乳幼児突然死症候群や虚血性心疾患、脳卒中の原因ともなり、マナーの問題ではありません。

私はこれまでたばこを1本も吸ったことはありませんが、2010年、39歳の時に肺がんと診断され、最も進行した状態の「ステージ4」でした。大学を卒業する22歳まで実家で同居していた父は、1日2箱のたばこを吸うヘビースモーカー。22歳でテレビ業界に入りましたが、窓がなく換気のできない部屋などで10年以上、一緒に働いていた上司のたばこの煙を吸いながら番組の編集業務をしていました。受動喫煙が肺がん発症に関わっていると思っています。

たばこ税が国の貴重な財源という主張もありますが、人の健康を害して成り立つ税金であることも事実です。がん患者にとって、たばこの煙には恐怖すら感じるのです。受動喫煙の健康被害による医療費負担や損失も計り知れません。改正案では厚労省が掲げる「望まない受動喫煙をなくす」という目標の達成は難しい。今後は、改正案よりも厳しい規制を設けた条例ができるよう、各都道府県に働きかけていきたいと考えています。

（東京報道　金勝広）

健康増進法改正案の受動喫煙対策のポイント

病院、学校、官公庁		敷地内禁煙、屋外の喫煙所は可
職場、ホテル（客室除く）、鉄道・船舶		屋内は禁煙、喫煙専用室は可
飲食店	新規と大手の客席面積100平方㍍超	屋内禁煙、喫煙専用室のみ可、加熱式は分煙可
	資本金5000万円以下、客席面積100平方㍍以下の既存店	喫煙・分煙の表示で喫煙可。20歳未満は立ち入り禁止
罰則	喫煙者	30万円以下の過料
	施設管理者	50万円以下の過料

受動喫煙対策を巡る経緯と議論の経過

2016年10月	厚生労働省が建物内の原則禁煙、病院や学校の敷地内全面禁煙とする規制案をまとめる
17年3月	自民党の反発を受け、厚労省が例外的に喫煙を認めるバーやスナックなど小規模な飲食店を面積30平方㍍以下とする健康増進法改正案を公表
17年5月	自民党が小規模飲食店では、「喫煙可」や「分煙」などの表示をすれば、喫煙を認める案をまとめる。自民党の反発を受け、厚労省が改正法施行後、一定期間は小規模飲食店で条件付きで喫煙を認める案に修正
17年6月	塩崎恭久厚労相（当時）が通常国会への法案提出を断念することを表明
17年11月	厚労省が店舗面積150平方㍍以下の飲食店での喫煙を認める案をまとめる
18年1月30日	厚労省が健康増進法改正案の骨格を公表。小規模飲食店は条件付きで喫煙を認める内容。加熱式たばこも規制対象に
18年2月22日	自民党厚生労働部会が、客席面積100平方㍍以下の飲食店は条件付きで喫煙を認める改正案を事実上了承
18年3月	政府が健康増進法改正案を閣議決定?

受動喫煙　他人が吸うたばこの先から出る副流煙などにもニコチンなどの有害な化学物質が含まれており、受動喫煙の影響による国内の死者は年間１万５千人に上ると推計される。肺がんや心筋梗塞、脳卒中、乳幼児突然死症候群などのリスクが高まるほか、妊婦や胎児へ悪影響を及ぼす。2003年５月施行の現行の健康増進法は、病院や官公庁施設、飲食店など人が集まる施設の管理者に受動喫煙防止の対策を取るよう求めているが、罰則のない努力義務にとどまる。世界保健機関（WHO）の評価基準によると、日本の対策レベルは４段階中最低で、今回の改正案が成立しても１段階アップにとどまる。

《未来潮流セミナー》 参加者募集